

## 別表十四（八）の記載の仕方

この明細書は、法人が令和 7 年改正前の法人税法（以下この記載要領において「令和 7 年旧法」といいます。）第 63 条第 1 項《リース譲渡に係る収益及び費用の帰属事業年度》に規定するリース譲渡について、同条第 2 項又は令和 7 年改正法附則第 17 条第

2 項《リース譲渡に係る収益及び費用の帰属事業年度に関する経過措置》の規定によりなおその効力を有するものとされる令和 7 年旧法第 63 条第 2 項の規定の適用を受ける場合に記載します。